

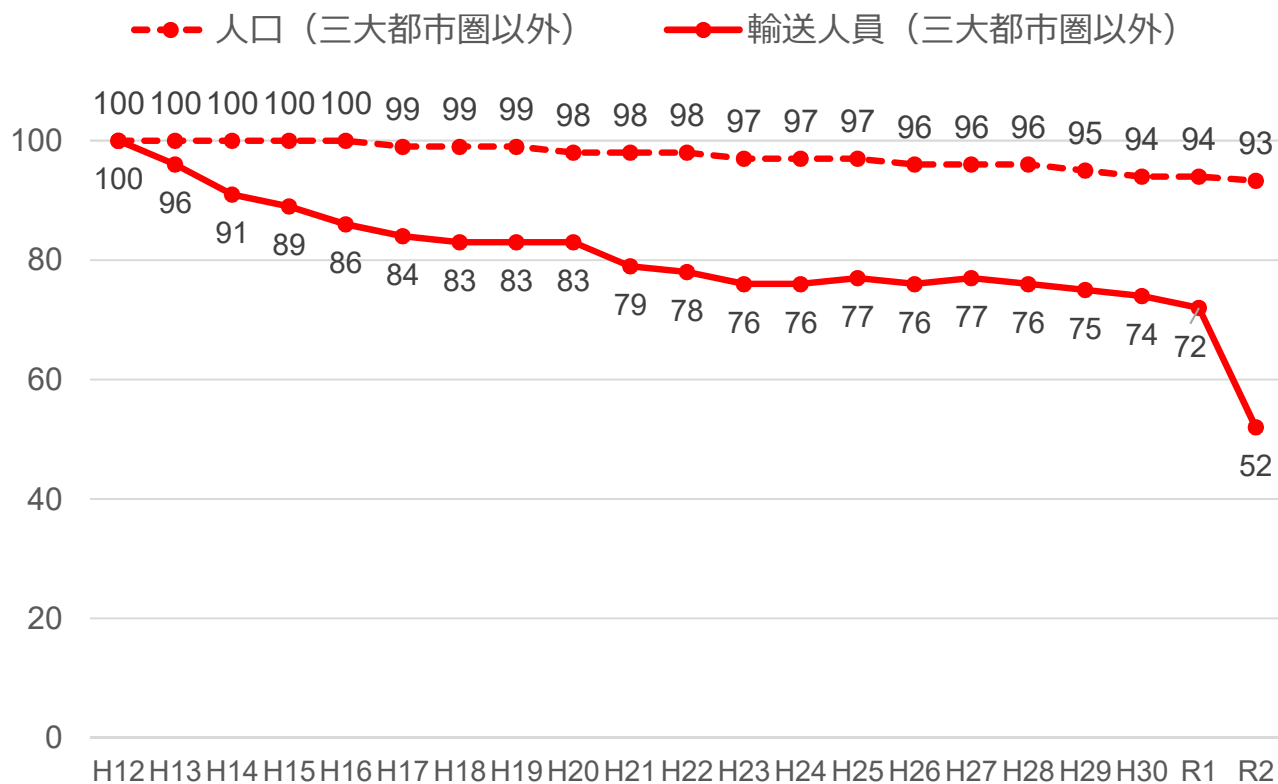
地域交通の現況について(議事(2))

コロナ以前から続く地域公共交通の厳しい状況①（バス）

- 地方部では、人口の減少等を背景に、乗合バスの利用者は依然として**減少傾向**。
- 一般路線バス事業者の**99.6%**が赤字事業者となっているなど、**大変厳しい経営状況**にあり、地方部においては、路線廃止が進み、経営破綻した事例も発生。

バスの輸送人員の減少

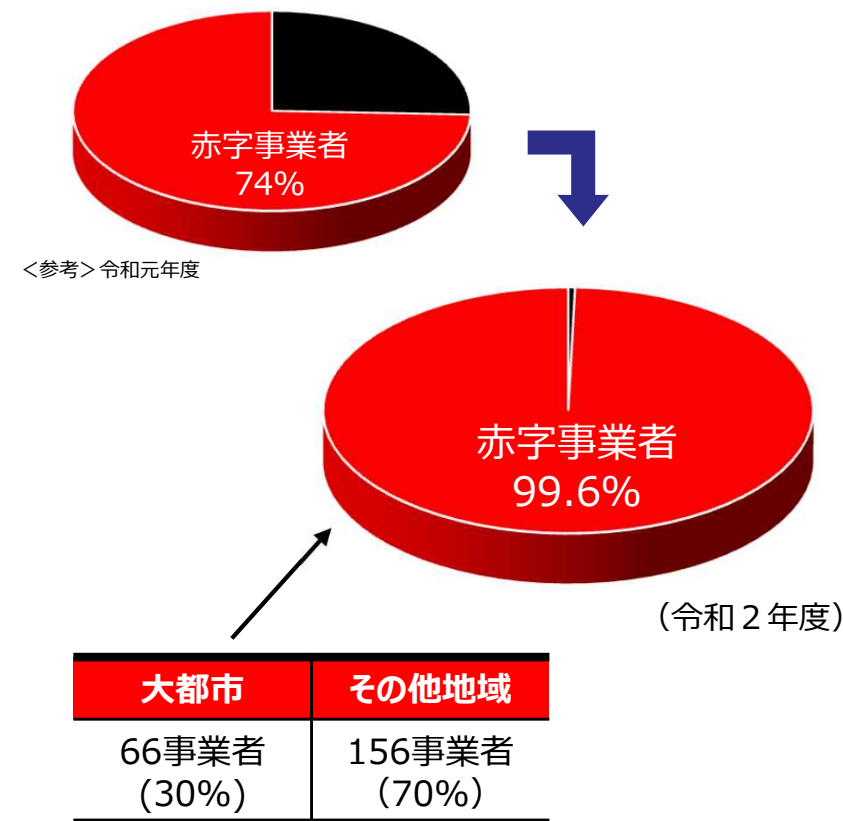
乗合バス（平成12年度を100とした輸送人員）



※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を指す
 (出典) 「総務省統計局人口推計」「自動車輸送統計年報」より国土交通省作成

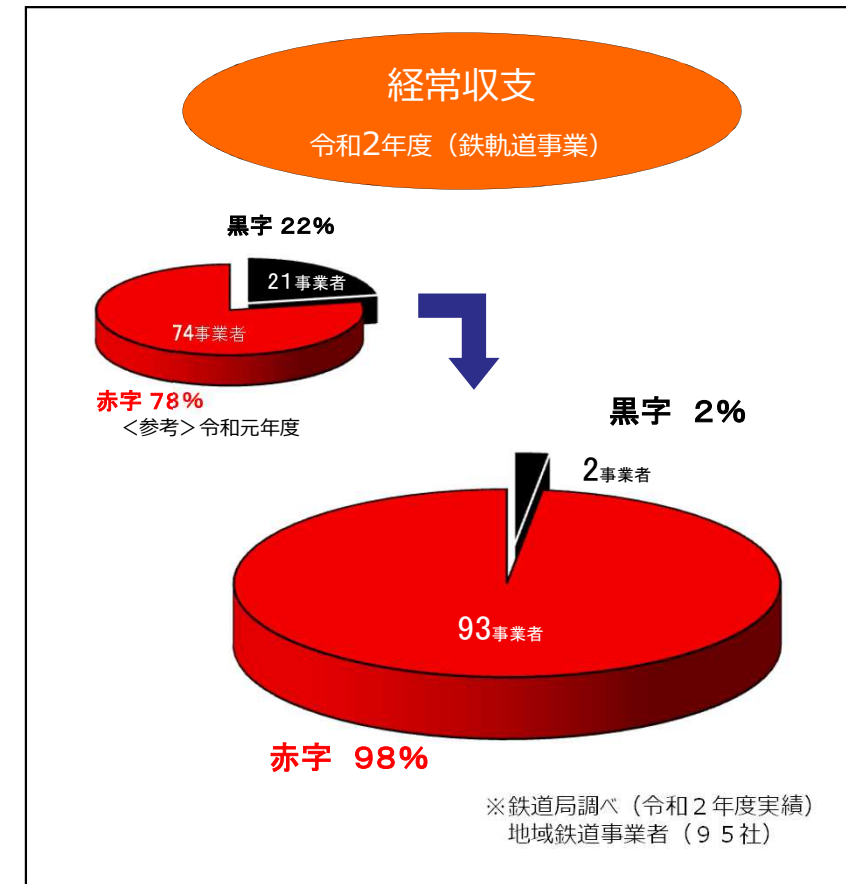
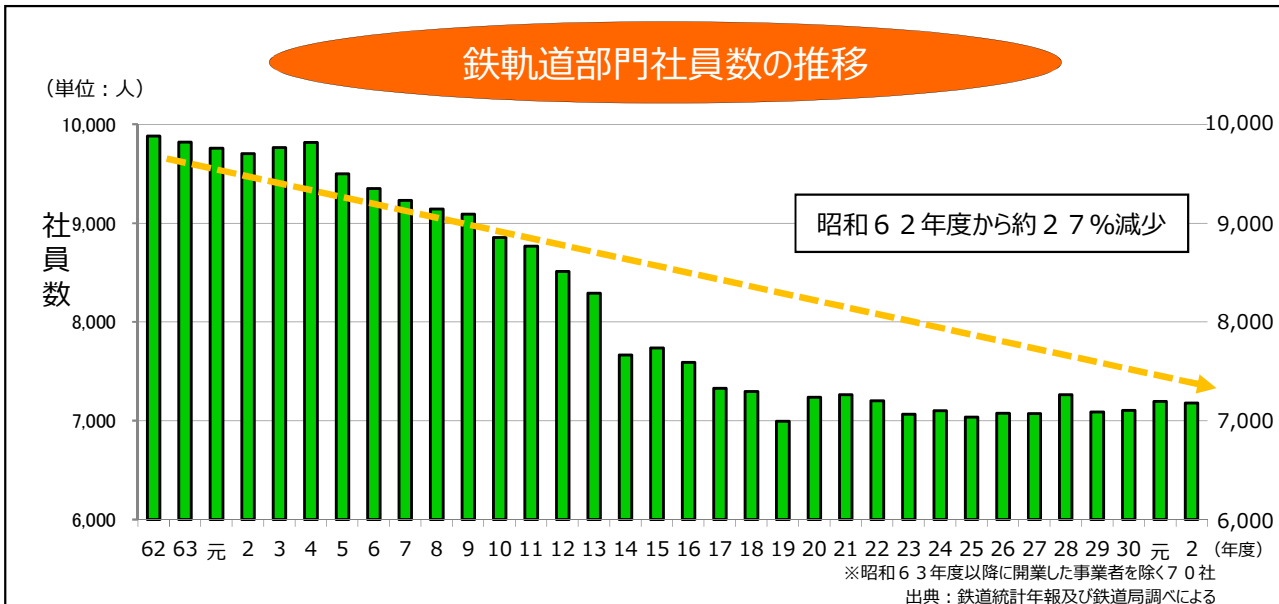
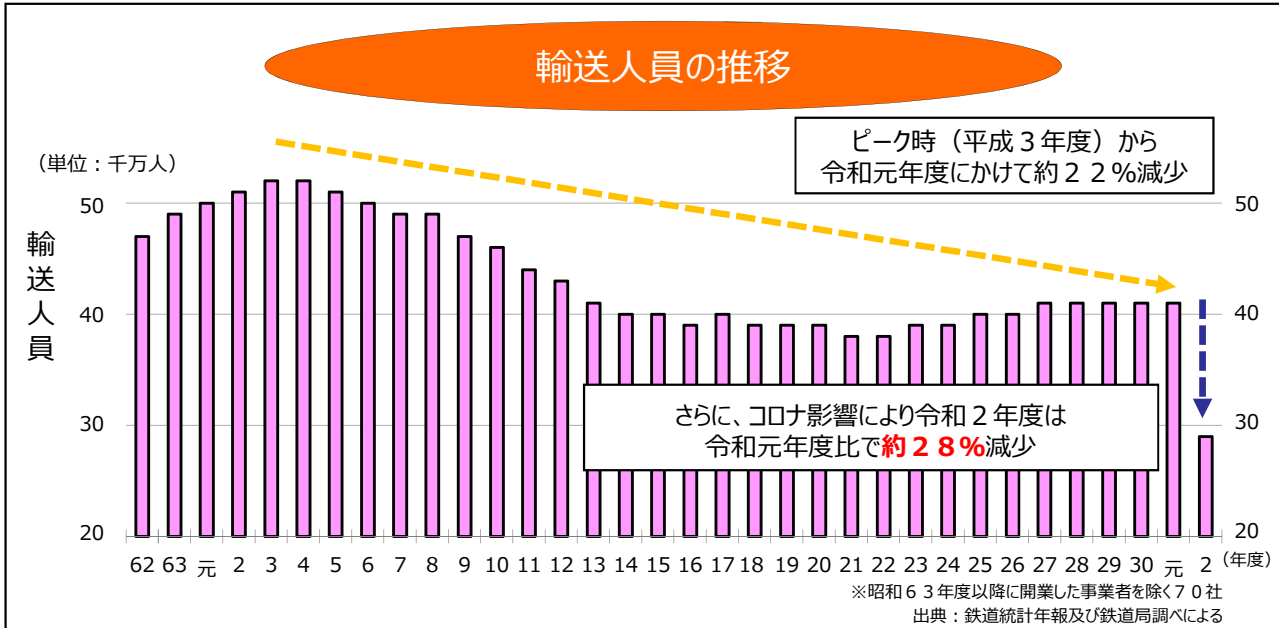
一般路線バス事業が赤字である バス事業者の割合

※保有車両30両以上の事業者



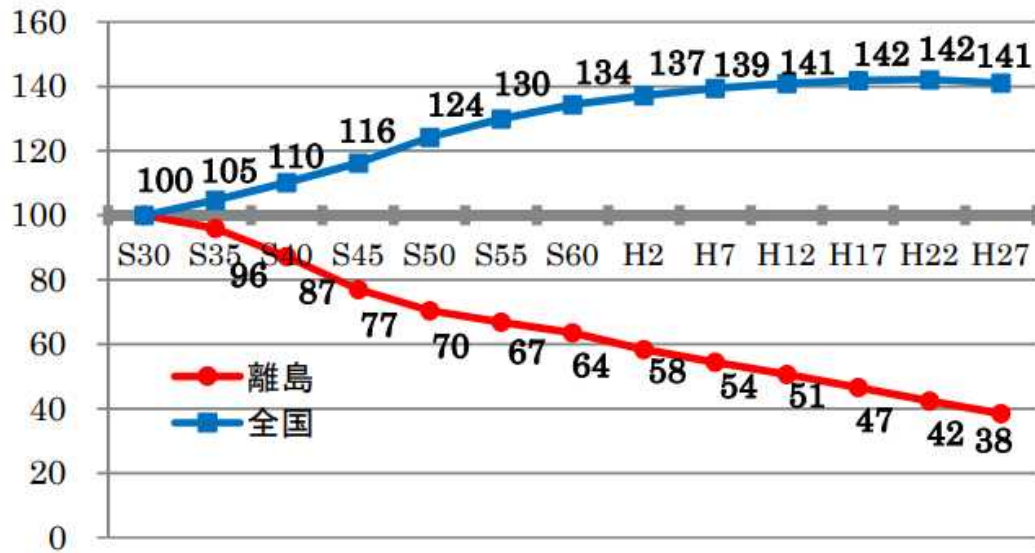
(出典) 国土交通省自動車局発表資料より総合政策局作成

- 地域鉄道の輸送人員は、下げ止まっているものの、ピーク時（H3年度）に比べ約22%の減少。
- 地域鉄道事業者の約98%が赤字事業者となっているなど、**厳しい経営状況**にある。



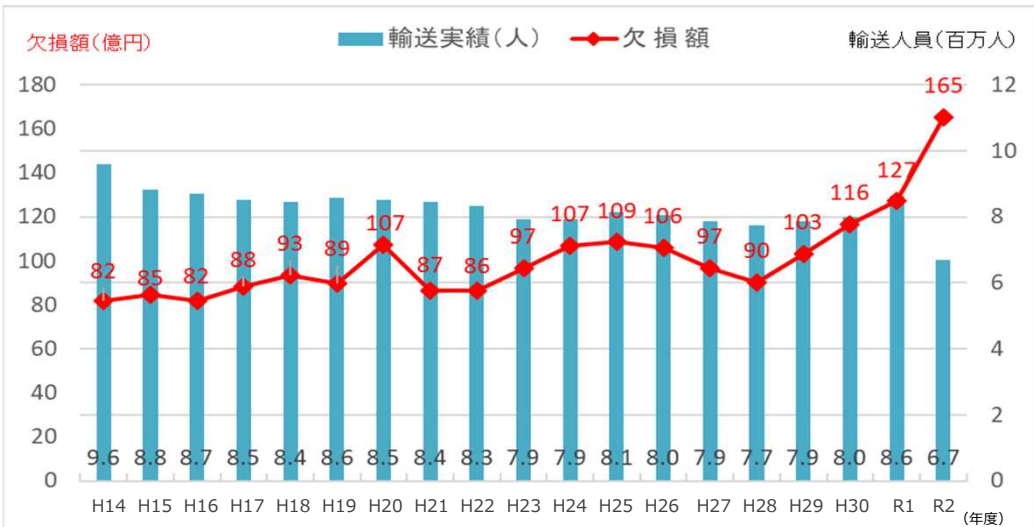
○離島航路の多くは、離島における深刻な少子高齢化に伴う人口減少等により輸送人員がここ20年で約3割減少するなど、航路運営事業者や地方公共団体にとって**厳しい経営環境にあり、航路の維持が困難な状況**。

離島と全国の人口の推移（昭和30年を100とした場合）



資料：「国勢調査（総務省）」、「離島統計年報」

補助対象の離島航路における輸送人員・欠損額の推移



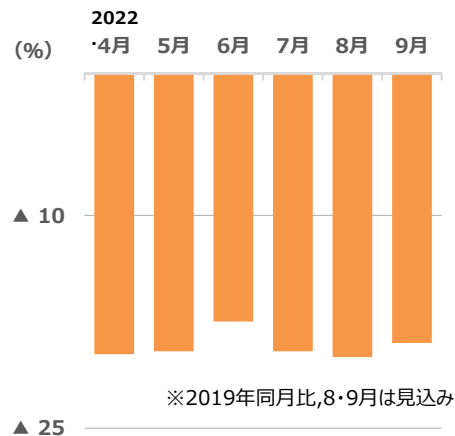
資料：「海事レポート」

- 一般路線バスの輸送人員については、**コロナ以前の水準までの需要回復は期待できない状況。**
- 従前は収益事業であった**高速バスや貸切バスにおいても需要の減少が厳しい状況。**路線バス事業との間の内部補助により、交通サービスが運賃収入のみによる**独立採算を前提に存続することは、これまでも増して困難。**

路線バスの輸送人員

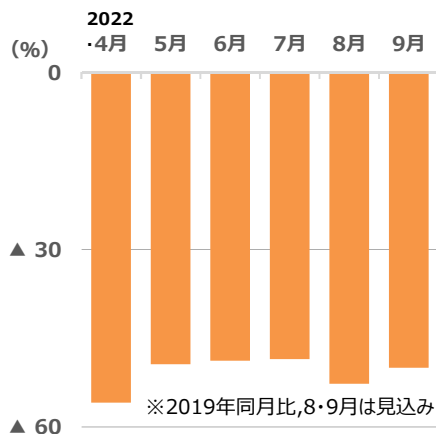
※国土交通省「新型コロナウイルス感染症による関係の影響について」より
(乗合バス事業者240者(合併後239者) / 日本バス協会加盟貸切バス事業者79者に対して業界団体を通して調査)

令和元年度同月比平均
 令和2年度 ▲29%
 令和3年度 ▲23%



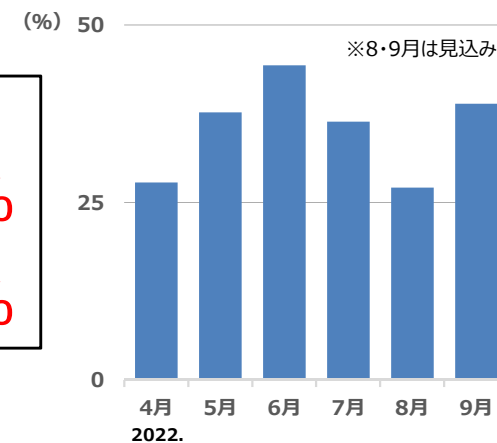
高速バス等の輸送人員

令和元年度同月比平均
 令和2年度 ▲66%
 令和3年度 ▲60%



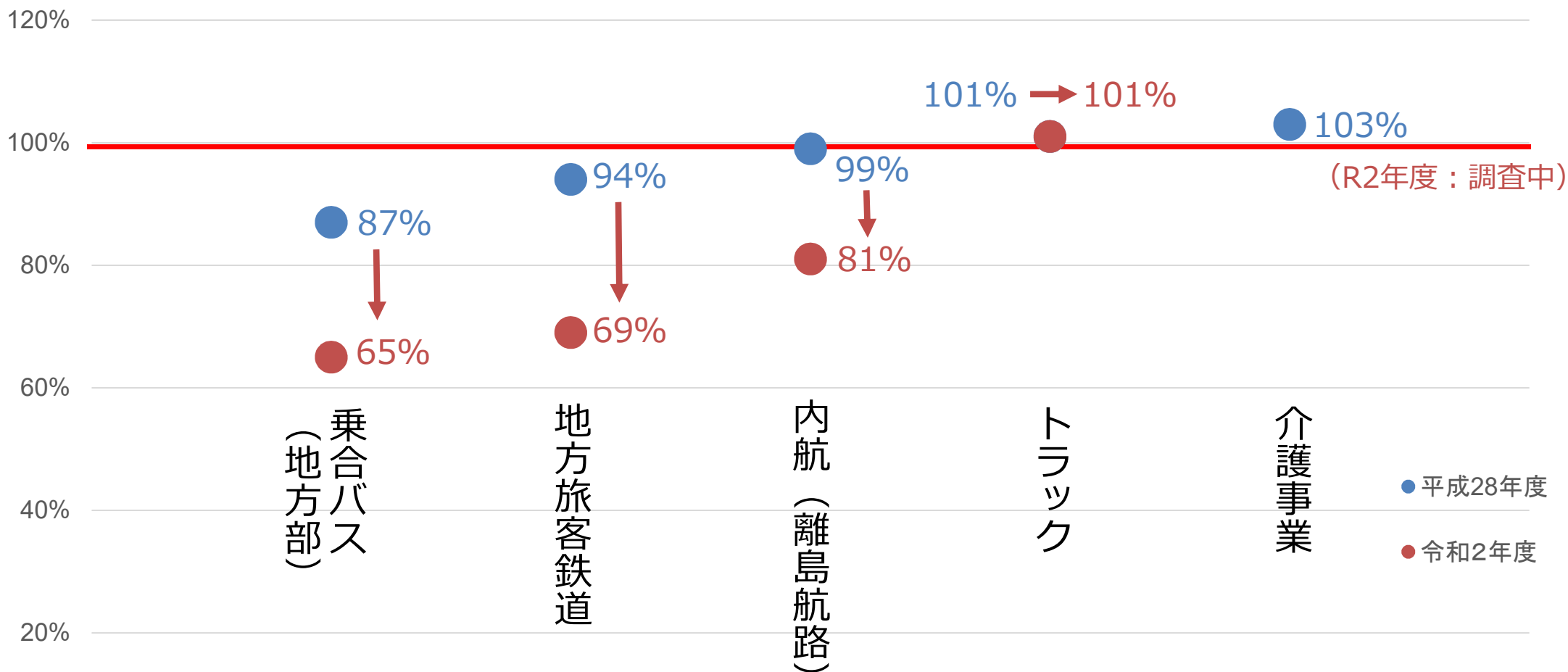
貸切バスの実働率

月平均
 令和2年度 58%
 令和3年度 41%



地域公共交通の収支(他産業との比較)

- 地方公共交通は、コロナ以前から赤字構造にあり、**コロナ禍で一層の悪化**。
- 過当競争で収支構造が厳しいとされる「**介護事業**」の収支は、コロナ以前は**3%程度の黒字**。
(コロナ禍での収支については調査中)



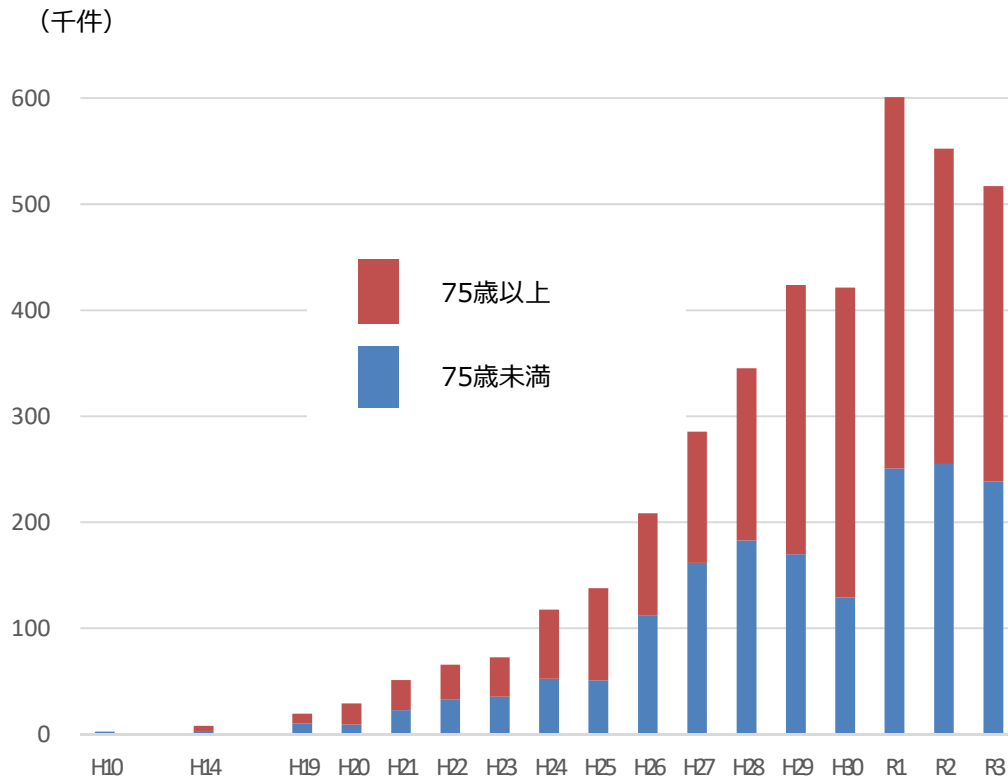
国土交通省自動車局資料、全日本トラック協会「経営分析報告書」、国土交通省鉄道局「鉄道統計年報」、国土交通省海事局「海事レポート」、厚生労働省「介護事業経営実態調査結果」より、国土交通省総合政策局が作成

※地方旅客鉄道では、事業収支率 = 営業収益 ÷ 営業費として計算。

地域交通を取り巻く環境～高齢者の不安

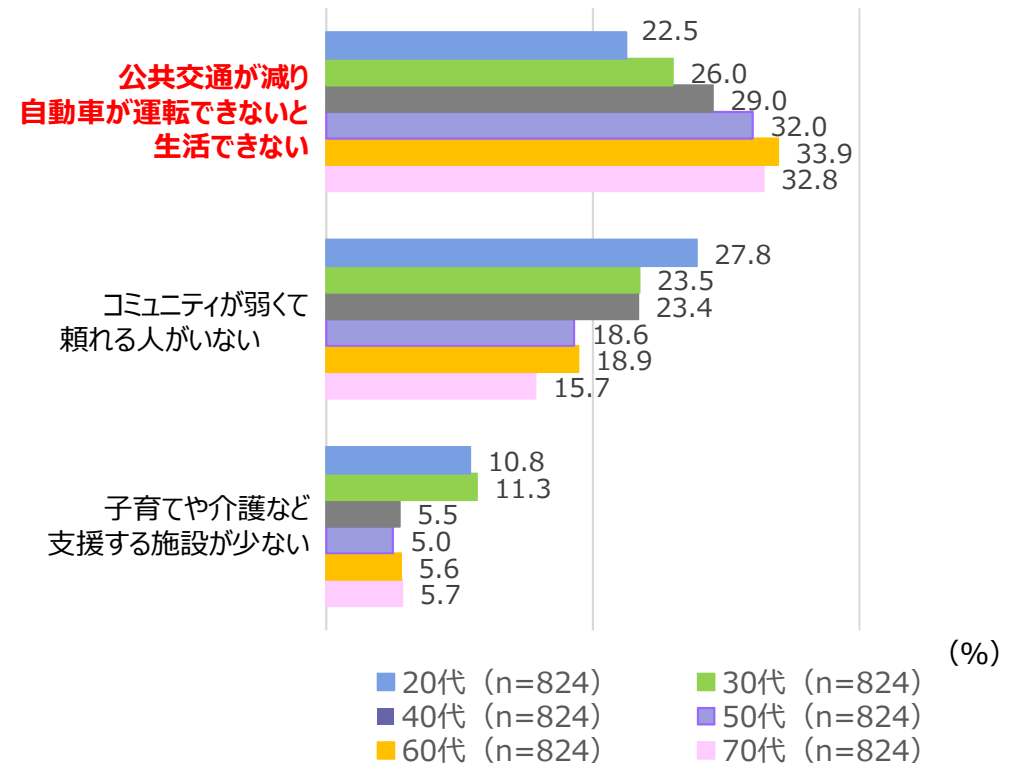
- **高齢者の免許返納の数**は、近年**大幅に増加**。
- 高齢者を中心に、**公共交通がなくなると生活できなくなる**のではないかと、という声大きい。

免許返納は年々増加
(申請による運転免許の取消件数の推移)



(出典) 警察庁公開資料(運転免許統計)より、国土交通省総合政策局作成

公共交通の減少は、
現居住地に対する将来の不安の一要素となっている。

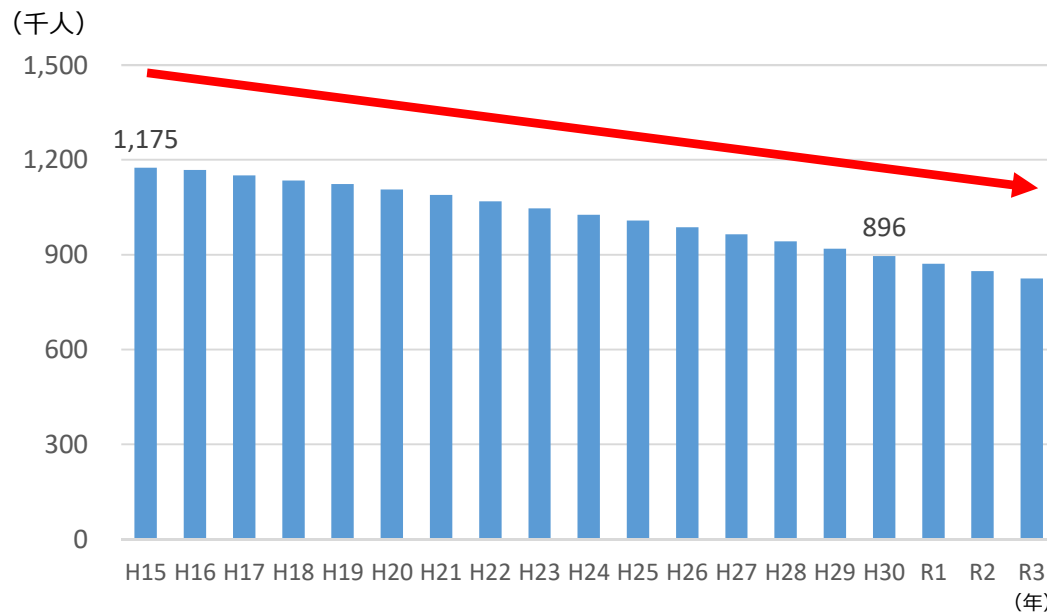


※国土交通省総合政策局作成

運転手不足の深刻化

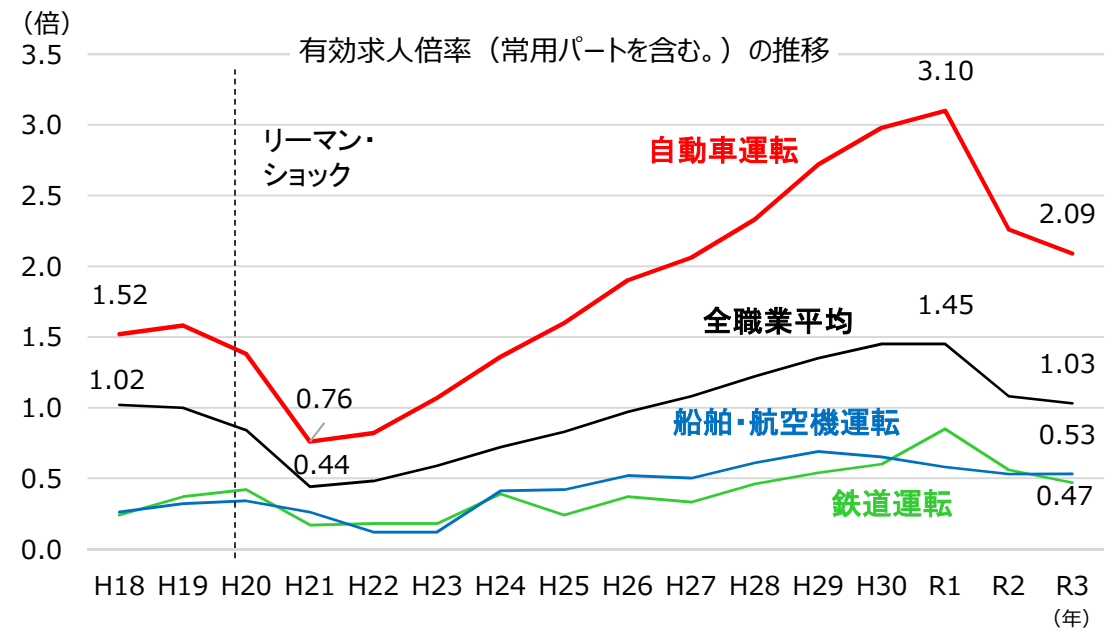
- 第二種大型自動車運転免許保有者は15年間で約24%減少している。
- 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約2倍。

減少傾向にある第二種大型自動車運転免許保有者数



(出典) 警察庁「運転免許統計」より国土交通省総合政策局作成

自動車運転事業の人手不足



注) 「自動車運転」、「船舶・航空機運転」及び「鉄道運転」は、厚生労働省「一般職業紹介状況」の「自動車運転の職業」、「船舶・航空機運転の職業」及び「鉄道運転の職業」の数値。国土交通省自動車局作成

地域公共交通活性化再生法について

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。
全ての地方公共団体に対し、作成の努力義務。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 軌道運送高度化事業
：LRT（Light Rail Transit）の整備 ■ 鉄道事業再構築事業
：鉄道の上下分離等 ■ 地域公共交通利便増進事業
：路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路運送高度化事業
：BRT（Bus Rapid Transit）の整備 ■ 地域旅客運送サービス継続事業
：公募を通じた廃止予定路線の交通の維持 ■ 貨客運送効率化事業
：貨客混載の導入 |
|--|---|



※地方公共団体又は事業者が、事業実施計画を作成。国土交通大臣が認定した場合、事業許可のみなし特例等の特例措置を講じる。

地域公共交通計画について

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ **「地域公共交通総合連携計画」の策定**を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ **①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築**を図るため、**「地域公共交通網形成計画」**を法定計画として規定。
- ✓ 地域の交通圏の広がりにあわせて、市町村をまたぐ広域的な地域公共交通網の形成を進めるため、**計画作成主体に都道府県を追加。**
- ✓ バス路線の再編等を実施する**「地域公共交通再編事業」を創設**し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を**「地域公共交通計画」**と改め、**地方公共団体の作成を努力義務**として規定。
- ✓ **「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設**し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

地域公共交通活性化再生法について（H26改正）

- ① **地方公共団体が中心**となり、② **まちづくりと連携**し、③ **面的な公共交通ネットワークを再構築**するため、「**地域公共交通網形成計画**」を法定計画として規定。
- バス路線の再編等を実施する「**地域公共交通再編事業**」を創設し、その実施計画について**国が認定し、法律・予算の特例措置を適用**することにより、計画の実現を後押しする制度を整備した。

交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）の具体化

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

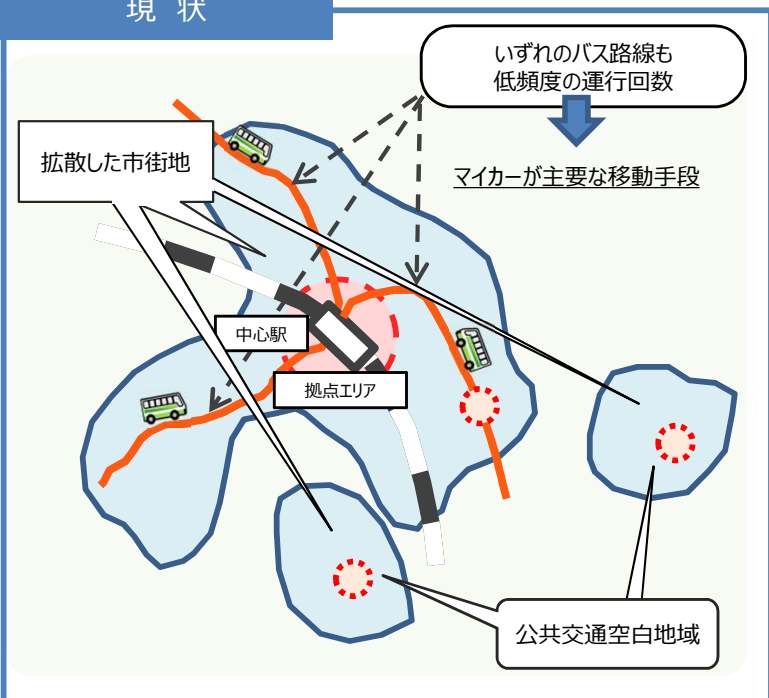
関係者相互間の連携と協働の促進

等

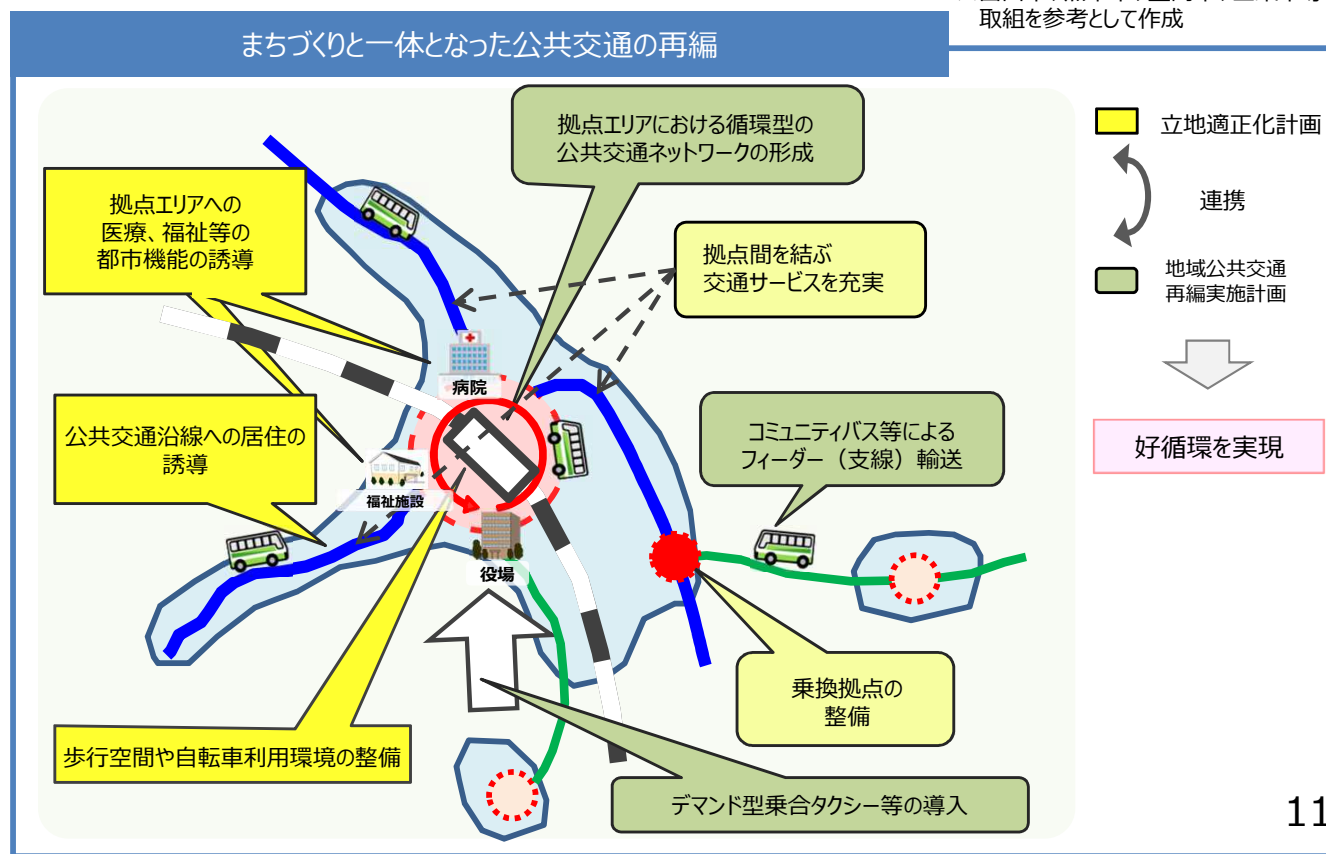
【コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ】

※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

現状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(H26年改正)

- 国土交通大臣等が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が地域の関係者の協議を踏まえて「地域公共交通網形成計画」を策定（マスタープラン）。
- 「地域公共交通網形成計画」に、「地域公共交通再編事業」等の「特定事業」を記載し、実施計画（「地域公共交通再編実施計画」等）について国の認定を受けた場合には、法律の特例措置等で支援。

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

改正・新設箇所赤字

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が策定）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

 協議会を開催し策定
 （地方公共団体・交通事業者・
 道路管理者・利用者・学識者等
 から構成）


地域公共交通特定事業

（必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる）

 軌道運送高度化事業
 （LRTの整備）
 （事業者）

 道路運送高度化事業
 （BRTの整備）
 （事業者）

 海上運送高度化事業
 （海上運送サービス改善）
 （事業者）

 鉄道事業再構築事業
 （鉄道の上下分離等）
 （事業者）

 地域公共交通再編事業
 （公共交通ネットワークの再構築）
 （事業者）

 鉄道再生事業
 （廃止届出がなされた鉄道の維持）
 （事業者）

 軌道運送高度化実施計画
 （事業者）

 道路運送高度化実施計画
 （事業者）

 海上運送高度化実施計画
 （事業者）

 鉄道事業再構築実施計画
 （地方公共団体・事業者）

 地域公共交通再編実施計画
 （地方公共団体）

 鉄道再生実施計画
 （地方公共団体・事業者）

国土交通大臣が認定

国土交通大臣の届出

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

地域公共交通活性化再生法について（R2改正）

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。**全ての地方公共団体に対し、作成の努力義務。**
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上り下り分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実
施計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(R2改正)

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (改正前：地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)
(事業者)

新モビリティサービス事業計画

【新設】
(事業者)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前：地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (改正前：地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業 【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス継続事業 【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出済の鉄道が維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (改正前：地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣の届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例法
において措置>

共同経営計画
(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)